

第 8 期熱海市障がい福祉計画・第 4 期熱海市障がい児福祉計画策定業務委託 仕様書

1 委託業務名

第 8 期熱海市障がい福祉計画・第 4 期熱海市障がい児福祉計画策定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3 委託場所

熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市社会福祉課

4 業務目的

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「熱海市障がい福祉計画」「熱海市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本市において障がい者が出来る限り、地域の中で安心して暮らすことができるよう、障がい者福祉の一層の推進を図る。「共に生き 支えあい みんなでつくる 笑顔のまち あたみ」という理念のもと、共に暮らしやすい熱海市づくりを進めるため、法改正に適切に対応するとともに、熱海市障がい福祉計画、熱海市障がい児福祉計画の成果や課題等を基に、次期熱海市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援を実施する。

5 委託内容

委託内容については、厚生労働省から示されている「障害福祉計画の基本的指針」に準拠し、熱海市（以下、「市」という。）に即した市障がい福祉計画策定の支援業務を遂行する。

(1) 現状分析と課題の整理

統計資料やアンケート調査結果等から市の現状を分析し、問題点や課題を評価・分析する。

- ・統計的把握
- ・各障害福祉サービス種別における利用実績と計画支給見込量の達成度とその評価
- ・関係各課及び関係機関等の現況把握
(調査シートなどによる把握及び取りまとめ)
- ・保健福祉サービス関連施策の進捗状況や実態把握及び課題の抽出

(2) 各年度の障害福祉サービス等の必要な見込み量の設定

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての各年度の種類ごとの必要な見込み量の推計を行い次期計画における見込み量を設定する。

- ・将来人口推計、各障害福祉サービス利用者の推計及び分析
- ・障害福祉事務量の推計、分析及び障害福祉サービスの必要な見込み量を確保するための方策の検討

- ・障害福祉関連事業の進捗管理の指標及び数値目標の設定

(3) 計画骨子案・素案作成支援

国、県の計画及び総合計画、地域福祉計画等の関連する個別計画との連携及び整合を図りながら、調査結果を踏まえ、基本理念、施策体系等を検討し、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の骨子案・計画書素案を作成する。

(4) 計画書・概要版のデータ作成

計画書と概要版はWord等の編集可能なソフトで作成する。A4、フルカラーの電子データを作成し納品する。

(5) 打合せ等における支援

担当者は担当職員と適宜打ち合わせを行い、資料作成や提言等の必要な対応を行うとともに、その後の作業に反映させる。

6 権利関係

成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を得ずに公表又は貸与してはならない。

なお、これらの成果品については、発注者において流用、加筆修正及び関係者への限定した配布等の利用（二次利用）を可能とする。作成された情報の所有権は、市に属する。

7 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 計画書(A4版)電子データ一式
(Word等の編集可能)一式
- (2) 概要版(A4版)電子データ一式
(Word等の編集可能)一式
- (3) 当該業務において作成したデータの電子データ一式

8 その他

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打ち合わせは必要に応じて適宜行うこと。
- (2) 新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは本委託の目的以外に使用してはならない。なお、この契約による事務を処理するための個人情報取り扱いについては、「個人情報取扱特約条項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は業務遂行の品質保証（ISO9001、ISO20252等）ができること。
- (5) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）

できること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ、決定するものとする。発注者は、本業務に必要な既存資料について、受注者と協議の上、貸与するものとする。

(7) 災害及び感染症等により全ての業務を完了できない場合の留意事項

災害及び感染症等の発注者、受注者の責めに帰することのできない事態が発生した場合は、履行する業務については、発注者と受注者で協議し決定するものとし、契約変更の対象とする。

9 疑義

受注者は、本業務を実施するに当たり、発注者と密接な連絡を行うとともに、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議しその指示を受けるものとする。

また、この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。